

日時：

平成18年2月3日(金)
午前10時～午前11時40分まで

場所：

県庁本館 4A会議室

出席者：

〔委員〕 伊庭委員・江南委員・川端委員・川浜委員・北村委員・小寺委員・中委員・中田委員・
中谷委員・西尾委員・見上委員 11名

〔県〕 秋山県民文化生活部次長・畑県民生活課長・石河消費生活センター所長
・平等次長・金澤課長補佐・湯木副主幹・中島主任主事

議題

滋賀県消費者基本計画(素案)について

会長：おはようございます。

本日の議題は、消費者基本計画についてということであるが、その前に、条例が可決されたということであり、これも委員のみなさま方の長期間にわたるさまざまな審議の結果であろうというふうに思っている。私からも、お礼を申しあげたい。

条例が議決されたことに伴って、消費者基本計画が策定できるという段階になったということであり、本日の審議会でご審議いただくことになった。

まず事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) [資料1・2説明]

会長：大量の情報をうわっと説明されて、なかなか、消化不良になりそうだが、一つは、消費者基本計画の素案というものが、いま示されたということ。それから、資料2にかかる説明は、上位計画になるとされる中期計画、あるいはそれに関連したいくつかの文書の内容および性格の説明ということである。

中期計画と消費者基本計画との関係だが、説明のなかに、中期計画に合うようなかたちで消費者基本計画を策定するという趣旨の発言があったかと思うが、計画のあり方としては、多分そうはいかないのではないかと。消費者基本計画をしっかりとって、中期計画との整合性は、あとから考えざるを得ないのではないかと思っている。

というのは、中期計画が先にできていて、それが消費者基本計画を見据えているのであれば、いまさらここで審議する必要もないということになるのが論理的なわけで、消費者基本計画をつくるこの審議会では、思い切りいろいろな意見を出していただいて、中期計画との整合性というのは、あとから判断していただくしかないのではないかとということが1点ある。

ただ、お伺いするかぎりにおいては、消費者基本計画をまともに正面切って議論しさえすれば、中期計画とたぶん正面からぶつかり合うことはないだろうと楽観視して、議論にかかれればいいのではないかと気がしている。とりあえず、この審議会において、中期計画に合うか、合わないかということ正面切って、あまり意識していただく必要はないのではないかとと思う。

同じように、資料2で書かれている国の消費者基本計画との関係等も、あとから整合性の議論を考えればいい性格のものだと思う。これも、よほどのボタンのかけ違いがあれば、それはまた修正が必要になる事項であると思うので、こういったことは、文書上の整合性の問題というように考えて、あとから判断すればいい。

というようなことで、一応、上位計画とか国の計画とか、そういったものがあるということ、そういったことも考

慮事項としては必要なことがらとして存在しているということをご認識いただければ、いいのではないかと
いうふうに、私としては受け止めたところである。

そういうことを前提にして、消費者基本計画の素案が出てきたので、ご感想なり、ご意見をしばらく出して
いただければありがたいというのが、冒頭の私の発言である。どこからでも、結構なので、ご意見をいただ
ければと思う。

委員：単純に言葉の問題なのだけれども、「緊要だ」という言葉が出てくる。消費者トラブルへの対応の
ところだが、これは公文書のときには使うかどうかわからないけれども、一般的にはあまり使わないと思う。私
自身、これはどういう意味なのかなと思う。緊急に対処が必要であるという意味か。「緊要な消費者トラブルへの
対応」というような。あまり一般的には使われないと思う。

会長：漢字を見れば意味はわかるけれども、音で聞いたら、なかなかわからないという感じがする。20ペ
ージか。

こういう言葉は、できるだけ通常の用語に代えたほうがいいかなというところである。

委員：もう一つは、「社会人の消費生活」だが、学生に対する支援ということで、12ページになる。学校でも職
場でも、何でもいけれども、ある特定の団体に所属していたり、高齢者、障害者であれば社会福祉団体とか
施設などにつながっていることが多いので、こちらからアクセスしやすいと思うけれども、消費者被害に遭う若
年層という、何の団体にも所属していない人が比較的多いと思う。つまりフリーターだとか、高校を中退して
何もしていないとか。

そういう人たちは、本当に何の知識もない。無防備そのものという感じなので、この消費者被害に関わらず、
そういう子たちとか、少年たちとか、成人していてもそうだけれども、どういうふうにアクセスしていったらいい
のかということが、いつも、こういう計画から漏れている。難しいとは思いますが。

例えば、広報紙などにいくら載せたところで、まず自分からは見ないので、協力してもらおうかどうかはともか
くとしても、コンビニに張ってもらおうか、携帯電話を契約するときに、「架空請求みたいなものがあるのですよ」
というようなものが置いてあるとかというふうに。そういう、どこの団体にも所属していない人たちが、アクセ
スする場所でそういう情報が得られれば、何かできるのかなと思う。

会長：いまの后者の指摘のなかで、コンビニと携帯電話の販売店という、きわめて具体的なイメージが出さ
れたが、可能かどうかという議論と、それからもう一つは、この文書のまとめとしては、当然、遺漏があるはず
はないし、よくまとまっていると思うが、もうちょっと具体的に書けるところを具体的に書き込んでもいいところ
があるのかなと思う。

ただ、同じようなトーンで全部は書けないと思うけれども、いまご指摘があったように、やや具体的にイメージ
を膨らませれば、ちょっと突っ込んで書けるようなところがある。そういったものを、もう少し、われわれ委員の
あいだでも出すことができるだろうと思うし、事務局のほうでも、少し書き込められればいいかなと思う。

コンビニのチェーンにお願いするということは可能なのか。

事務局：実は防犯という取り組みも、同じ課のなかでやっており、いま携帯の話があったけれども、その携帯
アドレスを登録していただければ、いわゆる滋賀県内で犯罪が起こって、例えば振り込み詐欺とか、ひったくり
とかというような場合は、この携帯のほうに私どもから発信をさせていただいて、注意を呼びかけるというよう
なことも行っている。

去年12月の子どもの事件があってから非常に増えて、いま3千5百人以上の方が登録されている。個別
に送るのが大変なので、できれば山をつくっていただいて、一人の方をお願いすれば、いろいろな方に伝わっ
ていくようにしたいけれども、そういうかたちの取り組みは、実際にさせていただいている。振り込み詐欺など
は、そういう形でできると考えている。

また、この携帯メールのからみで、いまコンビニのなかで組織をつくっていただいており、私どもが情報を流
すと、コンビニのほうで、コンビニのネットワークで配っていただく。場合によっては、そこでファックスなりを送
ると、貼っていただくとか、そのような形で、実際に取り組んでいただいているので、そういうことができるかな
と思う。

もっと書き込むことがあれば、教えていただければ、書かせていただきたいと思います。

委員：コンビニというのは、例えば映画の広告などは非常に効率がいいというような話があって、人が集まる

場所であり、認識されやすいという。そうだとすると、べつに若年層だけではなくて、どういうふうにそれが展開するのか、ちょっとまだ私も把握していないが、一つの方向性として、例えば広報紙を置くとか、そういうことはできないことはないのではないかと。そういうものを媒介にしながら、情報を伝達するというのは、広告効果がどの程度あるかという議論とのからみだと思うけれども、検証する必要性はあるかと思う。

会長：被害に遭いやすい層は、13ページの「ウ」のところ、学習機会の得にくい消費者のもとへは云々と書いてあって、実はその学習機会を得にくい消費者というものと、たぶん、被害に遭いやすいところとは、重なることが多いだろう。それは、高齢者、障害者に限定されないということである。

そうすると、高齢者、障害者というのは、ある程度、組織があったりする可能性があるけれども、そうでない若年層の、被害に遭いやすく、学習機会の得にくい層に、どう働きかけるかということである。ここをもう少し膨らまされるかなということになる。

委員：今のは、被害実態がどうなるかという問題と、それに対応する対策としてどういうものがあるのかという、そういうところの議論も踏まえたかたちであるので、厚みを持って対応する必要性があれば、書き込むということになるのではないかと思う。

委員：いまの層と、もう一つの社会層で、滋賀県内にネットワークがなく、子育て中の層の方に対して、どのように啓発をしていくのか。被害には遭っておられないかもしれないけれども、案外、どこにもかかわっていないところなので、学校にも、まだ行かれていない。幼稚園とか、それ未満のお子さんを持っていらっしゃるような子どもさんを持つお母さん方へ、子育て団体など、かなり県内にはできているので、そういうところとネットワークを持つことも、あるのではないかと思う。

それから高齢者にくれないような、これから団塊の世代の方がた。60歳代前半の方、全国では100万人いらっしゃるというので、県内にもかなりの人数になると思う。いわゆる地域の老人会などには入っていない層をどういうふうにするのかというのは、ボリューム的にも大きな問題ではないかと思う。

22ページのなかの消費者のセグメント(区分・階層)は、いま四つしか、企業と生徒・保護者、学生・県民、高齢者しかないけれども、もう少しこの分けかたを、被害に遭われている層と、遭う可能性がある層と、いま何も上がっていないけれども、これから増えそうだとする層とに分けて考えると、これから5年間のあいだ、どこでどういう情報を提供するかということと関連するのではないかと思う。

事務局：老人クラブの場合、60歳からとなっている。滋賀県の場合、全国でも高い加入率で、だいたい半分の方が入っていらっしゃるという現状がある。

実際、老人クラブに入っておられない方もたくさんいらっしゃるの、先ほど言ったようにホームヘルパーさんを通じて、より重点的に対応させていただいている。子育て中の方について、対処法を考えさせていただきたいと思う。

委員：名前は、老人クラブという名前なのか。

事務局：法律上、いまのところ、老人クラブという名前になっている。ただ、地域によっては、老人クラブではなくて、「元気クラブ」とか、いろいろな名前にされている。

委員：どうかな、老人という言葉は、高齢者とか、よく嫌われているから。

事務局：防犯の話とか、防災の話とからめて、いろいろな講演会を開催するときに、消費生活等のチラシを配るなどの広報を、今後やっていきたいと思う。

委員：例えば、携帯電話の話が出たけれども、トラブルの中身で携帯を巡るトラブルが多いということもある。やはり、携帯のキャリア(電気通信事業者)のほうが、それに関係して被害防止に努める事業者としての義務があるので、そういうようなところも、きちんとキャリアのほうに伝えていくということも必要かと思う。

委員：私は、民生委員と児童委員をしているけれども、いま話に出てきた防災に関しても、ひたたくり、それから子どもの通行の安全の確保についても、民生・児童委員、それから社会福祉協議会、情報がけっこうある。私は、主任児童委員なので、学校関連の子どもの安全に関しては、公民館のほうから1週間に1回はファ

ックスが来る。

そういうルーツというのは、この消費生活の啓発に関しても緻密に、市町に、そういう情報というのは、行き渡ってきたなというのを、子どもの安全のことを通じてだけれども、すごく感じている。

いま、これをざくっと読ませてもらって、感想になるけれども、何かもう一つ漠然としていて、基本計画では、もう少し具体的に、踏み込んで書けるところは書ききってほしい。

そして、5年の計画なので、見直さなければいけない時点で、もっと抜本的に見直せばいいと思うので、時代もスピーディに動いているので、それくらいの意識を持っていかないと、犯罪は増えるし、消費者の被害も、これからもっと増えるかもしれないし、日常生活の危機感が外国並みになってきたなというのを、地域にいてもすごく感じる。

いまのは感想で、一つの意見は、13ページの団体訴権制度だけれども、今年の通常国会で、皇位継承の法案と、これとが出るということを聞いているが、いまの国会中継、昨日も聞いているとどうなるかわからないが、ここはもう少し、ほかの消費者団体と連携して、県が動けるかたちを書ききってもいいのではないかと思っている。

それと、もう一つ踏み込んで、具体性が見えないページが、19ページだけれども、消費生活相談の充実。県立の消費生活センターではあっぴあっぴあしているということは重々わかるし、財政面でも難しいということも、すごくこの審議会をとおして感じているけれども、だから市町の消費生活相談の充実という項目が(1)で挙げられたと思うけれども、この具体性があまり見えない。市町と連携と書いてあり、解決にあたって、仕組みづくりについて検討すると書いてあるけれども、ここは、これから考えて、具体的にもっと、もっと、具体化できる予定なのか、いま、ここでは言えないのか。財政面のことも含めて。

消費者トラブルのことにしても、けっこう、お父さんがサラ金で家庭崩壊、それで母子家庭になったり、父子家庭になったりというように、いろいろな問題がリンクしている。それが、ちょっと子供にかかわってきている。

そういう苦情処理というのは、けっこう、子どもに関しての情報は家庭課に行くし、保育園の自立支援センターみたいなどころに行ったりとかいうようなことがある。だから、そういうところを、もっと、もっと、私たち家庭者が、こういうところに行ったら近道だということ、その近道のところに駆け込んだら、そこはまた次のところへ段階的につながって行って、問題が解決できるような、こういうルートというか、食品の安全で言ったらトレーサビリティみたいな、きちっとガイドできるのだといういなことが見えないと、ここに書かれているだけでは、なんだか具体性がなくて見えない。

委員：ほとんど、きちんと網羅されていると思うが、これはあくまでも、いま言った消費者基本計画の、そちらのほう为重点なので、何が言いたいかという、だました者が悪いのか、だまされた者が悪いのか。

商売なので、ばれなければいい、こういうふうな対処のしかたをしているとどうなるのか。もっと、そういう発生源を絶つ、厳罰に処するという、そちらのほうをやらない限り、いくらでも発生をしてくる、その防備に、皆が必死で教育だとか、啓発とかをやらなければいけない。

私は、どちらかと言ったら、こちら大事だけれども、発生源を強力で絶てるような、性悪説に立って、性善説ではなしに、やれるようなことをこの基本計画のなかで、できると書いてあるけれども、もっとそこを力説していくのも一つの方法ではないかなと思う。

やはり、発生源をもっと厳しく問うていったらどうかというのが、私の感触である。

委員：私は、個人的には、滋賀県のこの消費者行政に対する取り組みは、よくできていると思うけれども、その上でいうと、例えば6ページあたりに、「環境に配慮した暮らしの推進」などは、いろいろな県でも言われるけれども、例えば滋賀県では、県民交通安全運動というようなものを行っている。それと同じように、環境に配慮した、あるいはCO2を削減しようとか、あるいはごみの発生をなくすとか、そういうような形で、環境に配慮した形で、県民にそういう運動などはできないのかということが一つ。

それから、次の8ページあたりでもそうだけれども、「安全・安心な消費生活の確保」だけれども、このためのわかりやすい選択の方法というのを、もう少し突っ込んで考えて欲しいなという思いがする。

それから、その次の9ページあたりだけれども、これも同じ「安全・安心な食品の提供」で、とりあえずHACCPシステムの遵守を徹底だけでいいのか。普及、推進までしなくてもいいのかという危惧はしている。

それから、後ろのほうにいくと、図がある。22ページ。これは、啓発を推進していくのはいいのだけれども、検証し、評価し、監視する、それをどうするのか。あるいは誰がその検証、評価、監視、あるいはその結果をどうするのかというのは、もうちょっとわからないなというところがある。

それから、その推進状況について、消費者、あるいは事業者に向け、情報の発信をしなければならないとい

う思いがする。

それから、一番うしろの「実効性の確保」だけれども、このあたりについても、例えば、いま盛んに言われている公益通報者の保護なども、これらについて、どう手当てするのか。これはどうするのかなという思いがした。そんなところである。

会長： 性格の違う論点が、いっぱい並んで出てきたので、少し整理がいるのかと思うが、個別の論点で、「こんなこともあるよ」というのがさらにあれば、先に出しておいていただいたらと思う。

委員： 「教育の機会の確保」のなかに、いろいろなことが並んでいて、だいたい網羅してあると思うけれども、私の視点からもう1点ここに挙げてほしいのは、フリーローン、サラ金が入っているけれども、クレジットカードに対する常識。信販会社のカードや流通などのカードにも含まれているものがあるし、いとも簡単にみんなが使っているけれども、そういうことの教育ということも入れていく必要があるのではないかと思う。

会長： 13ページの「エ」の学習の支援のことか。

委員： このなかに、いくつか「自己責任」という言葉が出てくるけれども、ちょっと定義があいまいなので、できれば避けるほうが。業者からすると、それは無責任というのと、「それは、あなたの自己責任やから」と言われて、行政にも「自己責任やから」と言われると、非常に消費者としては立場が弱くなるので。その考え方について、社会の合意があまり得られていない言葉をたくさん使うのは、どうかなと思うけれども。

会長： いまのお話は、かなり考え方にかかる根本となりそうなので、少しまた最後のあたりに、まとめて議論が必要かなと思うが。先の委員の発言にも、たぶんかかわってくる話になる。

それでは、先ほどの発言について、少し確認なり議論なりをさせていただきたいと思うが、特にどのページにかかわるのか。

委員： 13ページと、消費者相談の充実のところになる。

会長： 充実の話は、国への県の働きかけの問題だが、市町と県との役割分担と、その中身の話が、実際に関係あることは書いてあるのだけれども、具体的な動きとして、これでいいのかという話と、特徴が見えないという話と、他のかかわりとの広がり部分というのが、もう少しあるのではないかという理解をしている。

そのうえで、この充実というのが、本当に充実になるのかという、県の予算委員会のような質問であったけれども、何かコメントのようなものがあるか。

事務局： 現実の話、相談の内容も毎年、毎年、変わってくる。例えば、架空請求が一時多かったけれども、いま架空請求は減ってきて、相談件数は県全体で、去年に比べると6割ぐらいになってきている。

そうしたなかで、逆に、ご意見にあったように、いわゆる事業者指導ということについて、今年は、積極的に対応させていただいたところで、たまたまりフォームが大きな問題になったこともあったけれども、2社、行政指導させていただいた。

そうしたことも書きたいという思いはあるけれども、ちょっと予算の関係もあるが、できる部分については書いていきたいというふうには考えている。

委員： ちょっとそこにかかわるけれども、架空請求は、たぶん件数は減るだろうということは意識されている。ただ、この計画をつくる、去年の条例の段階のことだけれども、やはり消費者被害は増えるという認識に立ったうえで、それをどういうふうに防止していくか。

ただ、根本的なところが、先ほどの発言のところに出ているけれども、根本的なことが変わらない限りは、被害が増え続けるだけではないかというふうな議論がある。

それで、この基本計画の中身をちょっと見ていると、本当に消費者被害を減少させていくという方向性、行政として闘うんだという、その部分がちょっと、見ていると、どうしても規制緩和の時代なので、うしろから、うしろから、というかたちになるけれども、この理念とか、姿勢という点では、県民の消費生活の安全を守る、適正化を図るといふ姿勢をもう少し明確に書いて、計画だから、5年が終わったあとには、消費者被害は少なくなっているというようなものでないといけないのではないか。つまり、そういう目標を、やはり立てないといけないのではないか。

その目標を立てることによって、あとで検証したときに、充分ではなかったというようなところも出てくる。あるいは、もう問題ではないと見なせる。そういう気がする。

そういうところの姿勢、ここの委員のなかで、議論いただければいいと思うけれども、そこをもう少し明確にする必要があるのかと思う。

会長：今の発言に併せてというか、そういうことを前回も、要するにポイントというか、目玉というか、そういうものをどういうふうに出すのかという話、そういう主旨のご発言があったかと思う。

条例の審議で審議したことをきっちりまとめると、素案のようになる。これは誰も否定しないわけで、言っていないことが書かれているわけではない。こういう文書の必要性も、もちろんある。

ただ、滋賀県が今後、こういう計画でやりますよというときに、例えば新聞に発表するときに、1行でわかるように言うには何かという、この消費者基本計画を見た場合、何なのかという話になる。3行で発表するとき、何なのかという話で、そのポイントがわかるような部分が見えるのが、ありがたいということだと思う。

ではそれを考えた場合、具体的に滋賀県は、ここと、ここと、ここを、こういうふうな、当面はやりますよ。そのほかのことも、当然必要だから、計画に全部、網羅的に書いてあるようにやりますよと。こういう話になれば、たぶん国際化でもやりやすいし、重点化もしやすいだろう。

そのときに、委員の発言のあった発生源のところをどう見るのか。それから何かあやしげに進行するかもしれないというようなところをどう見るか。進行、発生してしまったところの被害者救済では、どういうことを目玉にするかという、各段階に応じた、それぞれの目玉というのが見えると、計画としては具体性をもちやすいのではないか。

たしかに、これを全部しないといけないという、しないといけないが、重点化してやるというときに、この文書を出して、「はい、ここが重点ですよ」と言われて、「ああ、そうですか。たいへんですね」というやり取りでは、たぶん、すまないだろうという気がする。

では、そのへんは何なのかというのは、われわれも考えなくてはいけないことではないかなと。ちょっとそんな感じがしている。

そういうふうな考えた場合、何がいるのか。だから、わかりやすくてか、より具体化してという話はしたが、何なのかという話をちょっと。

委員：それは、ちょっとここにも出ているけれども、食品のトレーサビリティとか、いろいろある。

4月1日から、県、国を挙げて耐震診断をやっている。これは、無料だが、なかなか耐震工事が進まない。

それで、進まない原因はどこにあるのかということで考えると、1件診断してもらって、500万円で直るのか、800万円いるのか、100万円なのか、わからないので、この4月1日に予算をつけて、今年の9月くらいからやろうと思っているけれども、市内の工務店で、市が研修した認定業者に見積を依頼されたら、1件2万円で見積をさせましょうと。見積費用は市が全部負担する。

それはなぜかと言うと、AさんがB工務店に頼まれたときに、B工務店から見積を取られたと。するとAさんは、どうしてもB工務店に仕事を出さざるを得ない。そのときに、見積をもらったら500万円だった。「私は300万円ならできるんだけど、じゃあ断ろうか」といっても、断りにくい。それで結果的に、500万円を出してやらざるを得ない。だから耐震工事が進まないということで、見積はあなたの好きなところで取ってもらってもいいけれども、見積費用は市から工務店に入る。だから、工事はいくら断ってもらってもけっこうである。

そうなれば、例えば200万円という見積が出たら、「あ、やろうか」。300万円ならやめる。

そういうことで、私は、県のほうも、すべてはちょっと無理だけれども、できるところは、やはり認証制度というようなもので、あそこでやれば安心して頼めるとか、あるいはものが買えるとか、あるいは契約ができる。そういうことは、あまりにも膨大な社会だから不可能に近いけれども、耐震は命にかかわることなので、耐震だけは市民のみなさんは無料で、市がお金を払うと。断るのも自由である。それをやれば、たぶん自分の話になれば耐震工事をやるだろう。今は、いくらかかるかわからないから、誰にも頼まないとかがある。

そういうことでは、県のほうも耐震の補修をしてもらえる制度がある。その県の制度で耐震の認定を受けた業者で、なお市内業者で、市の研修を受けた20社ほどになるのではないかと。それは公表して、「ここへ頼まれたら、市がお金を払います」と。これをやれば、たぶん詐欺的な商法はなくなる。これは市の技師が、当然見る。そういうようなことが一つある。

一つは、去年1回やって、今年17年にやっているのは、食品については、ウォッチャー制度、そして認証店制度。これは、最終的には食の安全、トレーサビリティ。ウォッチャーというのは、市民に委託して、食品の偽装表示がないかどうか、予算をつけている。静岡産とあれば、焼津産なら焼津産としてもらう。ずっと経路を辿ってもらって、間違いなければ、間違いないと。もし偽装であれば、それは偽装だと公表する。こういうことをや

っている。

行政が消費者行政と事業者という制限もあるけれども、もう少し消費者のウエイトを高くしてもいいかなと思う。消費者に、勉強して自分で見つけるようにしてくださいと言っても、そんな人もいるけれども、やはり最初のきっかけは、行政がウエイトを高くすることかと。

もう一つ、これはちょっと話は別なのだが、駅周辺のコンビニに防犯ブザーが置いてある。これは無料で貸してくれる。そして明日返す。利用はあるけれども、困ったことに、半分も返ってこない。これが、いまの社会の風潮かなと。

しかし、必要だから持っていかれるのだから、新たに対応できるようにしているけれども、そういう社会になったなということも、やはり計画のなかで言うべきかなと思う。

会長： 県と市町の違いがあって、できそうなことと、できなさそうなことがあるかもしれないが、具体的にそういうイメージのものがあるのかもしれない。

ただ、基本計画に個別の話は書ききれないかもしれないが、アイデアとしては何らかの形で出す可能性はあるのではないかという話ではないかと思う。

委員： 先ほどの団体訴権は、県も市町も含めて、受け皿をつくってくれないと、どうしようもない。だから、ここにどういふふう書き込むのかという問題はあっても、やはり県のレベルで、センター的な役割を果たせるような消費者団体が、団体訴権ができれば、必要にならざるを得ないだろう。

そうすると、そこでの予算というか、経費がかかり、行政主体がある程度、援助しないと、という話もあったけれども、そこにはやはり、ある程度、支援する予算をつけていただかないと、最初は前に行かないのではないかと。

特に、県のところで、どうかたちで組織されているのか、私はまだ十分に把握はしていないけれども、まだあまり聞かないので、団体訴権の受け皿になり得るのかどうかというのは、ちょっと心配している。

会長： 訴権の話だけではなくて、いまどの程度の案になっているのか。団体というのは何を捉えて、消費者活動を通常やっているものとか、何年かの要件とかあるだろうか。

委員： 構成員の要件が、いまは審議中だけれども、ある程度、訴訟を遂行するのに耐えられるような組織を持たないと。

会長： そんな抽象的な要件なのか。

委員： ええ、そういう要件である。実際にはやはり、お金がかかるし、そういった団体活動をする場所も必要だし、やはり弁護士も必要になるし、もちろん消費者団体代表というの、ある程度、組織的に運用しないといけないということになる。

NPOがその受け皿になるという可能性が、いま高いけれども。

会長： 消費者団体を名のるだけでは、だめということなのか。

委員： もちろん。いま手元に資料がないので、詳しいことは申しあげられないけれども、そういう受け皿をつくってほしい。京都もできているし、大阪もようやくできた。だから、私が言ったのは、2年か3年前から言っているけれども、そういう団体、大きな団体の育成というものが必要かなと。ネットワークづくりも大事だけれども。

そこに、いま言ったような行政のそういった支援。消費者というのは、自立しろ、自己責任だと言っても、自分の権利をきちんと実現できるシステムがあってはじめて、その力を発揮できるわけだし、権利を回復できるわけで、そういうものがないのに、自己責任を問うのはおかしい話だと思う。

そういう意味で、団体訴権がこれだけクローズアップされている。万が一できなくても、やはりそういった団体の役割が、社会でも要求されているということは明白なので、もう少し、ここに書き込めるところを、決意表明を、やはり1回ここで議論していただいたほうがいいのかなと思う。

会長： 訴訟を提起する能力を高めるために、県が支援するというのは、非常におかしな話に議論がいきがちになる。組織というか、消費者団体の育成という一般的な言い方のほうがいいのかなと。こういう文書では、ちょっとそう感じたが、ただ、そうとも言い切れないのか。

委員：もちろん、団体なので。功利的な団体ではないが、ただ、最初の段階は、ある程度、何か考えないといけないのではないかなと思う。できるところは、いい。そういうものが経済的に、ある程度の資金集めができていっているところはいいけれども、できない地方自治体はどうするのだと。放っておくのか、ということにはならないのではないかなと思うが。

委員：滋賀県に公害紛争調停委員会というのがある。本来は消費者のそういう調停委員会を考えるというふうに思ったけれども、どうも実態はあまり効果がないのかと。お互いの主張を言うだけで、交わらないことがでてくるだろうかと。今度は消費者として訴訟に補助する。これは行政としては、そちらの奨励はできないけれども、逆に行政は、やはり発生源を絶つほうに回らないと。「いや、そういうものだから、訴訟しなさい」というのは、ちょっと行政では無理ではないかなと思う。

会長：やはり、消費者団体の育成という一般的なことになるのかなと思うけれども、主婦連というのは、どうなのだろうか。

委員：あるけれども、訴訟を提起するお金を持って、恒常的にちゃんと情報を集めているかという点。

会長：消費者の問題を専門にしているわけではないのか。

委員：はい。

委員：ここに書き込むことが重要ではなくて、それをどうやってつくっていくかという工夫をしなければいけない。

委員：支援として、何かいいことを考えていただければ、それはありがたいけれども、急に、「だから、そのために団体を育成しましょう」と言われると、その受け皿になりそうなところが、たぶん、どこも困っている状況であるということがある。

団体訴権のことは、とても大事だけれども、逆に、県の消費生活センターの位置づけをどうするのかということが、あまり話にのぼっていない。

とりあえず、消費者相談の窓口として相談業務をするのか、情報を集約して、例えば市とか、町とかに、全部特定の相談フォームを入れて、それを一括化して、情報を分析をして、地域に合わせて、「こういうクレームが発生する」という警報とか、注意報を出せるくらいのレベルを持つのか、集計だけするというのでいくのか。予算等もあるけれども、広域化が進んでいるので、センターと市とか町とかの相談体制については、先ほどおっしゃったように、発生源に対して効力を持つということを考えると、県が情報を分析してどこまでやるのかということも、考えておくべきではないかなと思う。

委員：私も、センターの位置づけというのを、ちょっと発言したいと思ってはいたけれども、センターでいつも、「暮らしのゼミ」を開催されている。それを1年で、啓発的にぱっとされるというより、そういう人たちを、ある程度組織化して、これからの消費者の位置づけを、何かのときに組織になれるような団体に育てていただくほうが、効果的ではないかなと思っている。

前も、一応、法律ゼミとか、環境ゼミとか、いろいろ、センターから出ていたけれども、それがだんだんと、年齢が高齢化してきて消えていったという実例はあるが。

そういうふうにして、センターがもう少し、いまの苦情相談だけというのではなく、何かもっと働きかけていける環境を考えるほうが、不当に取引を侵害されない、消費者の権利としても、それが役立つようになればいいというようには考えているけれども、それは難しいだろうか。

会長：23ページに図があるが、消費生活センターが真ん中であって、あちこちに、いろいろ書いてある。たぶん、このとおりだと思うが、消費生活センターを具体的に生かすときに、この線のなかの何をより太くしたら、今後、より有効になるのかというのが、この図では見えにくい。

ただ、こう言いながら、そんな話ができるのかなという若干の疑問を持ちながら言っているが、例えば通常、この図の計画では、この線のなかでここを太くすることによって、従来より問題に対処しやすくなるのではないかなというようなことが言えれば、いまの意見にも対応していけるだろうという、そのあたりの具体的なイメージの問題だと思う。全部言えば、こんな図なのだけれども、特に太く考えたいのは、これとこれだというようなことが言

えるのか。言えれば、それに越したことはない。

委員： その点、ちょっと抽象的な話になるけれども、消費者問題は非常に多様で、特に先ほどからの話を聞いていると、やはり2種類の悪辣な商法がある。それは、企業は「刑法」でいける。発生源は、たぶん、かなり潤っているはず。

そういう考えかたでいくと、二つの問題があって、サンクション(罰則、制裁)を強化する問題もさることながら、早期発見。早期発見と言っても、先ほどおっしゃたように、情報が伝わらないというのがある。これは、情報の提供だけではなくて、注目をひくとか、そういった点の問題がある。よく、「注意の競争」というふうに言われる。世間の人、だいたい、いろいろなところに情報があるから、できるだけ競争して、注目を集めなければ、結局のところ情報は伝達されないというので、それがなかなか難しい。

そして、中核の、情報を伝達する人がいるような周りではわかっても、伝わらないところには、どうしても伝わらない。だから、早期にわかったら、それを大きく広げる。

団体訴権の話も、あれはもちろん、訴訟の遂行であるとともに、早期の段階で差し押え訴訟を提起することによって、それが非常に大きな情報伝達効果があって、そういった点から、センターなどが早期に、ある種の紛争が出たときに、集約して、それを伝達し、あるいはそれに基づいて訴訟を提起するような人びとに、コーディネートできるような体制をつくるというような、そういった状況があったら、かなり抽象的なレベルの話なのだけれども、対処は可能なのかもわからない。

それは、ある意味では、当面の問題というのは、そういった近々の、かなり悪辣な犯罪で、かつ一気に大規模化するようなものに対して、対処していく。それを一つのメインに置くというような考え方もあるのかもわからない。

もちろん、消費者被害に関しては、伝統的な被害も非常に多いわけで、それは、いつまでたっても同じことの繰り返しである。同じことの繰り返しなのも、実は、やはり、いくら教育や情報提供をしても、注意しなかったら。注意する人は、はじめから引っかけにくい。引っかけやすい人は、あまり注意しないという傾向があるのではないか。

はじめから引っかけにくい人ほど、周辺にそういった情報を持っている。情報は、伝わりやすい人と、伝わりにくい人があって、そこらへんはサイモンという有名な経済学者が言ったけれども、「いまは注目の競争」と言っているけれども、そういった点で、ある程度難しい点でもある。

非常に抽象的で、具体的な話ではないけれども、そういう印象を持った。

委員： まだマルチ、まだ多いのかというように、その言葉はずっと残っている。けれども、被害に遭われる、受ける感じとしては、内容はものすごく変わってきている。はじめは、本当のアポイントメントであったかも知らないのだけれども、時代とともに内容がずいぶん変わってきている。はじめのものは、マルチであり全然変わっていない。

会長： 今の意見のように、情報交換、情報提供という言いかたとしたら、それでくれるのだけれども、その質というか、中身の捉えかたを少し変えてみたらというか、言いかたを変えてみるとか。そうすると強調すべき点が、少し変わってくるかもしれないという話かもしれない。

たしかに、注意しない人は、いつまでたっても注意しない、そこに尽きるかもしれないのだが。

委員： そんな人もわかるような形で、例えば、架空請求はたしかに、こんなものだと出したら、注意しない人であっても、目につくし、わかることになる。

会長： 携帯とコンビニというのは、かなりポイントを突いたものかもしれない。

委員： 先ほど、委員がおっしゃたように、ニート層とフリーター層というのは、やはり一番その手の情報に疎い。

会長： 携帯もそうだし、コンビニもそうである。

委員： ニートではないけれども、そういったタイプのことが必要になる学生というのものは、かなりの層にいる。そういった情報が、大学から入らないタイプの学生が。

委員：弁護士会から出前講座に行っているけれども、聞いているのかなという感じがある。実際に、聞いているけれども、どこまで入っているのかと。

委員：根本的なところで、やはり先ほど委員も言われたし、私も思うことは、もうかるから、潤うから、ということになる。経済的な活動として、そういった悪徳商法が成り立ってしまうというところが、やはり根本の原因だろう。だから、そこをたたこうという動きが、ヨーロッパのなかでもちょっと出はじめている。不当に儲けたお金を取り上げるとか。あるいは懲罰的な賠償が、これはアメリカなどでもあり得る。決して儲からない。かえって損をしてしまうという。

そういう経済的な、合理的な活動として許している限りは、やはりこれ(悪質な商法)は展開するだろう。だから、おそらくそこを断ち切るような処方箋を書かないと、常に対処療法というようなかたちになるだろう。ただ、それは、なかなか難しいことは事実で、このことを考えていかなければいけない。

委員：それは、たぶん、立法レベルの話になってくる。いま委員がおっしゃたように、厳罰は必要なのだろう。この手の不当行為をやる人間というのは、べつに刑事罰などおそれていない。昔から、悪徳な人というのは、2年や3年、刑務所に入っても平気である。そのかわり自分も儲かって、出てきたら自分のものであるという。悪いことをやっても、また戻ってきて、悪いことをやる。それはもう、金銭的サンクションに比べたら、刑罰などまったく微々たるものになる。そういった人びとにとっては、

こういった悪徳商法をやる人にとっても、それは言えて、経済的サンクションというのは、本当はかなり大きい。10年の禁固刑を重ねた人にとっては、その禁固刑はたいして大きくなかったけれども、600億円の損害賠償を提起されたというのが大きかったのではないか。その利益を取られることのほうが、大きいらしい。

ただちょっと、これは県レベルでできることではないので、国の話になってくるのかと思う。

会長：アスベスト被害で、アメリカでは、結局、金銭的賠償、懲罰的賠償がかさんで、もう使わなくなるという傾向が出た、という話。日本の場合、倒産してしまえば、もう追求できないから、だからそれ以上のサンクションが及ばないというので、切れてしまうという。会社法の問題かなと思うけれども。

委員：公害問題などを起こすとき、そういうところで、つぶれてしまえばしまいというところがあるから、そういうときに、次に使ったところに、「スーパーファンド法」でもやはりそうだが、次から、次へと、使った側で、結局最終的に利益が出る側からは、いくらでも金を取れるような形に持っていくことによって、その壁を越えてやるかたちで、アメリカは対応したわけである。

ただ、これはちょっと、もちろん県レベルではできる話ではない問題だと思うけれども。

委員：それは、とっかかりとして、やはり情報の早期発見、それへの迅速な対応、かつその情報を広めていくためには、そういう組織として、やはり消費者団体を育成するという、それも強い消費者団体を育成するという課題が明確になっているのではないか。

委員：意見もよくわかるけれども、日本では不渡りを出したのに、つかまらなかった。これは聞いた話だが、韓国では、不渡りを出したら、不渡りを出した人が刑事罰の対象になる。こういうことを聞くけれども、そこが全然、日本と考え方の違うところである。本当にそうやっているのかどうかわからないけれども、日本は不渡りをもたらした人が自殺している。出した人は、何の罪科もない。韓国へ行けば、不渡りを出したら、必ず刑事罰でつかまる。刑務所に行かなければならない。日本となぜそれが違うのか。

委員：不渡りを出した場合のサンクション(罰則、制裁)、銀行取引をやめようというサンクションというのは、日本はかなり強いと思う。不渡りを2回出した場合、無条件でそれは「再生法」になってしまうわけで、ここまで厳しく、つぶされてしまう制度は、いわゆる西欧諸国のなかではなくて、日本の特殊性だとされている。刑罰はないけれども、そのかわり、経済的なサンクションが非常に強い。これは「会社法」の、「商法」の話になってしまうので、ちょっとずれるかもしれないけれども、資金的な手当のない小切手を出した場合というのは、これはアメリカなどでも、実は刑事的な規制はある。それと不渡りの場合、いまの不渡り手形の場合は、普通の債務不履行の話なので、ちょっと話が変わってくると思う。

会長：たしかに、被害者側が損のしっぱなしみたいなことがあるという話なのだが、それは県の消費生活審議会では、なかなか難しい話である。

委員：それは、理不尽な政策で、理不尽な、というところはあるかもしれないけれども、県では対応が難しい。

ただ1点、先ほど委員からあった、認証というか、最初の見積の部分と、あとの部分というのは、これは非常に重要なところで、消費者は、一般的に言われているが、やはり最初の部分のところで押し切られて、契約をしなければいけないというのがあって、それで結局、競争が起きない。

昔から、これは20数年前にアメリカで出た、有名な「独禁法」の判決があるが、それはやはり、建築士がかかわったときに、建築士に最初に頼んだ場合、一応、べつの建築士に頼まないように、むしろ建築士たちが組んで、そういう制度をつくっているというのがあって、これは独禁法違反にあたる。

これはやはり、最初に関係を持った者は、自分のお客さんなので、よそは手出しをしてはいけないという慣行があるけれども、これは、本当に消費者にとっては不利益で、乗り換え可能な状況があるべきだ。これがあっての競争の原理なので、ここの部分が難しいから、何も介入せずに競争に任せていたのでは、必ずしも消費者の利益が守られないようになっていく。

委員：だから、建物の見積費用は行政で全部負担する。

会長：いまの話だと、ただにしくなくても、「見積の段階で行政に相談することによって、ちゃんとした請負業者の選択ができますよ」という情報を与えることによって、だいぶ被害は変わってくるということになる。

委員：それが行政がやる仕事なのかというのは、やはりちょっと問題に感じる。検査とか品質管理というのは、今までの消費者行政のなかでは、民間に委ねて、民でやりなさいという議論になっているけれども、その民の検査機関が十分働かない。なぜかという、消費者の視点が、そこに入っていないからだという気がする。

おそらく、そういったところでは、消費者団体のほうが、やはり機能するのではないかというふうに思っていて、事業者もお金を出し、消費者もお金を出し、行政もお金を出したうえで、そういった部分をうまくコントロールするような。

事業者にとっても、今回石油暖房機で400億円だとか。やはり安全性にかかるお金はそうなのだけれども、そういう危険情報を伝達するだけでも、それだけお金が、コストがかかるというようなことを考えれば、そういった部分での折り合いはつくだろう。事業者のほうも、消費者団体に対してお金を出すことによって、きちんと消費者紛争をそこで解決しますよという姿勢を見せるというのが、消費者に対する信頼を高めることになるだろう。

一番の問題は、やはりそういう安心感になる。私も家を購入したいと思うけれども、やはり恐ろしい事件をいっぱい聞くと、どうしても消費意欲がなくなる。こういうようなことになってはいけない。そういう配慮だと思うが、その部分をうまくクリアできるような制度が必要なのではないかと思う。

会長：役所か民間かという話で、「まず行政がやらないと、だれもやらないから」ということなのか。

委員：やはりこの耐震は、人の命にかかわる行為なので、それはやはり役所がやらなくてはいけないと思う。私が言いたいのは、見積を取ってもらったら、「800万円かかります」という見積はする。ところが見積料は取らない。「800万円かかります。お宅、この見積をするのに、もう2万円いりますから、2万円ください」。これは言わない。

だから、無料で見積もってもらったら800万円だから、「もういらん」とは言えないですね。そこは役所が、見積料は全部公費でみると。

委員：ドイツの「不正競争法」というのはまさにそういったタイプのものである。先に「ただでやります」と言ったら訴えられるというのがあって、だから、ただでやるというのは、不当廉売というだけではなくて、消費者の弱みになるというのがあって、これは特に、こんな商法の見積の場合には多いとなっているので。

その手のメカニズムで、最近、自己決定、自己責任がはやってから、そんなことに対する法的な介入というのは、はやらないけれども、普通の人間は、そんなふうに、ただと言われて、あとで変えるというのは、かなり難しい。普通の人は、だいたい、そんなときに恩義を感じてしまうという。偏向性とか言うらしいけれども、詐欺的商法では、そういったことを常に考えている。

委員：言葉がちょっとこなれないが、状況の乱用みたいな話があって、一定の信頼関係をつくることによ

て、さらにそれを悪用して、次の取り引きに入っていくという。

先ほど言われたように、ドイツなどはもっと厳しくて、例えば景品を配るといような、店のなかに入って景品を配るとか、そういうようなことをすると店のなかに入れない。そういうのはだめとか、外だけにしようとか、そういう厳しい規制もある。

人間の心理、弱い心理につけ込むという商法も、やはりあるので、最初の情報提供のところ、そういう見積その他も含めて、そういう相手の弱さを利用していくという部分はあると思う。

会長： いまの話で、県として、どこまで何ができるかというのを再構成しながら考える。ヒントはいっぱいある。一方国の責任の部分もあるし、整理が難しいか。

委員： いま起きていること、これから起こり得ることということを、私自身が考えるのは、センターが情報と、県民生活課のほうで国からの情報等を入れて、それを広く、どう目を引くかたちで提供できるかということなので、それこそホームページのトップに警告みたいなものがあったとしても、たくさんアクセスされる方に、「こういうものが、はやっていますよ」ということは、紙よりもかなり啓発効果が高い。

私ども団体に、いろいろな紙をいただいても、私どもから構成員には配るけれども、そこから広がりというのは、なかなかない。おっしゃったように、注意をする人間は、注意をする人間としか、つながってないので、注意をしていない人には、なかなか情報が、団体を通じても届かないので、不特定多数に触れる方法というのをちょっと真剣に考えないと、いつまでたっても被害は減らないのかなと思う。

こんなことを言うのも、実は、フリーターとニート対策で、県の労政能力開発課がやっているラジオの提供番組に、半年以上、毎週出ているけれども、「何でも相談を受付けますよ」という番組で、相談の対応の講師をしているが、そうすると、やはり相談の質問が来る。

全くどこにもあがっていなかった、「19歳で、何も仕事をしていないんですよ」とか、「25歳で、転職10数回です」とか。そういう生の質問が来て、それを情報で出すと聞いたリスナーから、また来るということが実際にあるので、これは紙をいくら配ったところで来ない。窓口を変えた効果というのは、案外あるのかなというふうに思うので、少しそのあたりも、書き込めなくても、ちょっと真剣に、その要請されるみたいなものには入れていただく必要があるかと思う。

会長： 時間のこともあるが、あと2、3、意見をお願いしたい。

委員： この基本計画、ちょっと原点に戻るかもしれないけれども、消費者の声をいかに集めるかというか、消費者の声をいかに反映することが、非常に大事だと思う。消費者の声というのは、顕在化している声と、潜在化している声があると思うけれども、顕在化している声というのは、消費生活センターに平成16年度は3万5千件余り相談されている、これがやはり、顕在化している声だと思う。これをいかに分析をして、反映していくということが重要だと思うが、より重要なのは、見えない声をいかに集めるかということだと思う。

これが、どれだけ捉えられているのか、県民の声が捉えられているのかなと思うのだが、先ほど、中期計画の消費者の保護育成ということで、あのなかでアンケートの消費生活に関する意識調査というのが出ているが、これは平成13年のデータということで、非常にびっくりしたけれども、16年度の評価表で13年のデータを使っている。そういう、本当の声なき声というものは、毎年集める体制というものが必要なかと思う。

相談される方は、相談されて、いろいろ状況に対応されたということで、ある程度の把握ができるけれども、相談できない方が、どのようなかたちの悩みがあるのか。どういうふうにしたいと思っておられるのか。そういう生の声を集めるというのが、大事ではないか。それをやはり、計画に、消費者のための計画なので、反映するということが必要ではないかということをおもった。そのあたりは、実際にやっておられるのかもしれないが、それをちょっと聞きたかったなと思う。

会長： いまの意見に、何かコメントは、データのことに、何か。

事務局： これは作成時点での最新データということで使ったが、その後16年度で同じ調査を実施しており、データは更新している。

会長： その他のデータの出しかた等について。

事務局： 説明のタイミングが非常に遅れたが、団体訴権制度については、消費者支援機構関西という団体、

これは、大阪、京都の消費者団体、それから各府県の生協連さんにより先般12月3日に発足された。

団体訴権制度の指定団体となると、法人格が必要ということなので、現在、大阪府にNPO登録の申請をしていると聞いている。

会長：大阪を拠点の一つできて、それが関西一円をカバーする体制になりそうだと、そういう感じなのか。

事務局：そうだと思う。呼びかけのメンバーは、近畿生協連絡協議会ということで、福井県を含む近畿2府5県の生協連さんが入っておられるので、関西をカバーするかたちになるのかなと思う。もう1件、東京に、関東にできると聞いている。

会長：そのほか、何か。

委員：ずっと聞きたかったのだが、難しい話が続いたので、自分自身が確認する意味で聞きたいのだが、消費生活相談員の位置づけのことである。「地方自治法上、職員は知事の補助機関とされているが、補助させるは一部修正する」ということで、前にいただいた資料の条例案の修正案のところを見ていたけれども、私も草津なので、分室にときおり、要請をいただくことがある。

「補助させるを一部修正する」というところの修正案を見ると、「迅速な被害救済のため、弁護士会や司法書士等との提携を強化していく必要がある」という項目があって、この19ページのところで、「県の消費相談の充実」のところ、下2行目から、「消費生活相談員の資質の向上を図るため、弁護士会と共同で開催している事例検討会や各種研修の充実を図ります」とあるけれども、いままでは、こういうことはなかったのか。弁護士会、司法書士会などと連携して、そういうことをやっておられるような事例は、あったのかどうかだけ、知りたいと思う。

会長：それは、一般的に言って、どこが充実したのかという質問となる。

委員：いままでも、そういうことがあれば、より充実したことにならないと思ったもので、どこが修正されたのかなと、ずっと思っていたので、ここでわかる範囲で。

委員：事例検討会などは、前からある。

委員：前からあるのであれば、ここに、あらためて書かなければならないような内容ではないのではないかと。

会長：事例検討会は、どこが主催しているのか。

委員：弁護士会と、消費生活センター。

会長：センターか。

委員：センターとの関わりで修正されたことで、どのあたりが強化されたのかというところが、私には見えなかったのか、というか、わからないので、お聞きした。

事務局：いま意見があったように、今までも事例検討会は弁護士会と一緒にやってきており、これからも続けていこうということである。

事務的には、事例検討会、各種研修と書いてあるけれども、そのほかに、もう少し、事例検討会とは別に、勉強会と言うか、弁護士会さんと、相談員の資質向上のための機会を設けていきたいと考えている。そのあたりは文言的なかたちでは書いていないけれども、さらに充実していきたいということである。

会長：相談員さんの話との関連で言うと、そのように書かせていただいている文章なのだけれども、これは会議の事前に、会長の私のところに、意見としてこういうものを出させていただいていたかという、そういう依頼があり、ご意見はご意見として、最初から排除するというのもよくないかと思ひ、一存ではあるけれども、議題になるか、審議の対象になるかは別として、とりあえず配布はさせていただくということで、扱わせていた

だいている。

お読みいただくと、いまの話に関連するようなことかと思うので、頭のなかに入れておいていただければいいかと思う。ただ、議題として、これを取り出して扱うということは、ちょっと他の委員会の話にも関わってくるので、ご了解いただきたいと思う。

相談員の強化というのは、やはり情報の問題として、前の審議過程、条例の過程でも課題に出ていた話ではあるので、県の現状であるとか、職員の公務員制度の問題であるとか等々との関係で、非常に微妙な問題であり、多方面にかかわりを持っているので、この場でお答えいただいても、そのとおりにはならないというような話だろうとは思いますが、少し真剣に考えていく必要がある課題ではあるというふうに思っている。

積み残しは、まだ、あろうかと思うし、非常に多様な意見が出て、それをまとめていただくというのも、また何か、ここの文章だが、要は、私の感覚めいた意見を申しあげると、素案が、この手の会議というのは素案が、元の提案がある水準にあれば、そのうえでの議論がさらに出るわけなので、それはまあ、いたしかたない。素案の出来がいいから、次の話があったのだというふうにご理解をいただき、今日出されたご意見で、なかに取り込むことができるようなものについては、また再度、まとめていただいて、次の審議会に対応させていただければ、ありがたいかと思う。

それから、素案自体、今日見せていただいて、今日この場で議論して、これだけの意見を出していただいたということであるけれども、今日ご発言いただけなかったご意見、あるいは、あとから読んで、また気が付くようなご意見もあろうかと思うので、それは、事務局のほうに出していただければ、また、まとめの際に反映させていただけるかと思う。

そういうことで、とりあえず、全体としても、これにつきましては、以上でいきたいと思う。

それでは、事務局のほうから、今後の予定についてお願いしたい。

事務局：今後の予定だが、この基本計画については、今月8日の県議会の常任委員会で、この素案を説明させていただき、ご審議いただきたいと思っている。

今日いただいた審議会のご意見は、8日の常任委員会でのご意見をもとに、修正ないしは庁内調整をおこない、2月県議会において、あらためて審議をいただき、その後、県民政策コメントを実施し、県民のみなさんからの意見を募集していきたいと考えている。

本計画を議会の議決案件とするかどうかについては、2月議会の審議をもとに決定されるのではないかと考えている。

本日は非常にたくさんのご意見をいただいたが、今後さらに、お気づきの点等あれば、2月の17日ころまでに、メールなり、ファックスで、事務局のほうまでいただけたらと考えている。

次回の審議会は、県民政策コメントの意見を踏まえた計画案について、あらためて当審議会でご意見をいただけたらというふうに考えており、事務局の予定としては、5月の上旬頃を予定しているので、よろしくお願ひしたい。

それでは、これで、第37回審議会を終了させていただく。

本日は、どうもありがとうございました。